

## 令和5年度三者共催講演会実施報告

令和5年12月3日（日）に和歌山県立情報交流センターBig・Uにおいて、日本自閉症協会副会長で弁護士の辻川圭乃先生を講師にお招きし、『発達障害のある人の人権を守るためにできること～分け隔てられることなく共に生きる社会を目指して～』をテーマに講演会を実施しました。本講演では「障害者の権利に関する条約」「合理的配慮」「発達障害児者の人権を守る方法」等についてお話をして頂きました。

講演の中で、障害者の権利に関する条約が成立した背景や、障害に対する考え方が医学モデル（障害を治療したり改善したりすることを目的とする考え方）から社会モデル（障害を治療したり改善したりすることよりも、社会変化を目的とする考え方）への転換が進みつつあること、障害の概念が変わっていく中で、合理的配慮の考え方がうまれてきたことなどをお話下さりました。具体例として、発達障害のある人に対しては、図や絵など視覚的な情報手段を使って説明する、受験時に特性に応じた対応（感覚過敏や集中のしにくさ等）等、合理的配慮について大変わかりやすく説明をして頂きました。

発達障害児者の特性からくる行動が、意図せず犯罪行為と誤解されるケースがあることに触れ、実際に起こった事件を例に上げて説明をして下さりました。その中で、支援対象者が警察に逮捕をされた際の対応として、当番弁護士制度の活用や、支援者が取り調べの場に同席することを支援者側から求めることが出来る等を挙げられました。また、冤罪を防ぐためには、支援者が警察や取り調べ担当者に対して丁寧に説明することはもちろん、障害者施設内で警察官を講師に交通安全教室を実施するなどして、警察が実際に当事者と関われる機会をつくることも有効であるとの話や、「差別や偏見は知らないからおこる」と啓発活動の重要性にも言及されていました。

講演会参加者へのアンケート結果からは、『当事者のどうしたいかに寄り添いつつフォローしていきたい』『改めて人権について深く考えた』等のご感想を頂きました。

今回の講演会は、発達障害のある人の人権を守ることはもちろん、幅広く人権について学び、考える機会となりました。

本講演会は、令和5年12月18日（月）から令和6年1月5日（金）までオンデマンド配信を実施し、多くの方にご視聴いただきました。

NPO 法人和歌山県自閉症協会  
社会福祉法人やおき福祉会  
和歌山県発達障害者支援センターポラリス